

## ○町民主体によるSDGs課題解決推進事業助成要綱

令和2年3月4日

訓令第5号

みんなで考えみんなで創る環境未来都市しもかわ推進町民事業助成要綱(平成25年下川町訓令第15号)の全部を改正する。

(目的)

第1条 この要綱は、下川町がSDGs未来都市として目指すべき将来像である「2030年における下川町のありたい姿」(以下「ありたい姿」)の実現や町内へのSDGsの普及啓発を促進するため、町民が自主的又は主体的に企画及び実施するまちづくり活動を推進し、これにより地域の魅力を向上させるとともに、持続可能な地域社会を目指すことを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、「まちづくり活動」とは、下川町が目指すべき将来像であるありたい姿の実現に寄与することや町内へのSDGsの普及啓発が期待され、地域活力の向上又は町民の公益的活動の活発化につながるものとして行う事業(以下「助成対象事業」という。)で、次に掲げるものをいう。

- (1) イベント開催
- (2) 広報普及
- (3) 人材育成
- (4) 調査研究
- (5) 地域自治活動

(助成対象)

第3条 助成の対象は、[前条](#)に定めるまちづくり活動を自主的又は主体的に実施する原則として町民3名以上又は事業者2名以上のグループとする。ただし、町長が特別に認める場合はこれによらない。

2 次に該当する事業については、原則として対象外とする。

- (1) ありたい姿の実現が期待できない事業
- (2) 町の魅力向上が期待できない事業
- (3) 自主的な活動による継続や発展が期待できない事業
- (4) 町の他の助成制度の対象となる事業又は助成等を受けている事業
- (5) 特定の思想、政治又は宗教的な内容を含む事業
- (6) 特定の個人又は事業者の営利、商業宣伝又は売名を目的とする事業
- (7) 法令等に違反する事業
- (8) 公序良俗に反する事業
- (9) 参加者の安全及び衛生が十分確保できない事業
- (10) 町のイメージを損なうおそれがある事業
- (11) 事業主体の維持運営や親睦、施設の維持管理を目的とする事業
- (12) 町政の推進に支障をきたすおそれのある事業
- (13) その他事業の目的達成に必要なと認められない事業

(助成期間)

第4条 助成期間は、原則として継続する3年度以内とし、単年度ごとに助成決定をする。

(助成対象経費)

第5条 助成の対象となる経費は、助成対象事業に要する経費(以下「助成対象経費」という。)とする。ただし、次に該当する経費については、原則として対象外とする。

- (1) 食糧費
- (2) 人件費
- (3) 備品購入費
- (4) 修繕費
- (5) 工事請負費
- (6) その他、町長が不相当と認める経費

(助成金の額)

第6条 助成金の額は予算の定めるところにより、一件当たりの上限額を1,000,000円以内とする。

2 助成金の算出において、助成対象事業に対し特定の収入があった場合は、助成金との合算額が助成対象経費を上回るときは、その上回る額を助成金から減額する。

(助成事業計画書の提出)

第7条 この助成金の交付を受けようとする者は、助成事業実施計画書([別記様式第1号](#))を町長に提出しなければならない。

2 [前項](#)の提出があったときは、町長は別に定める手順により、SDGs推進町民会議から概要に対する意見を求める。

- 3 [前項](#)の公表後、別に定める審査基準により、町長はその適格性を審査し、助成の可否を審査して事業承認通知書([別記様式第2号](#))を通知する。  
(助成金の交付申請)
- 第8条 [前条](#)に規定する承認を受けた者(以下「助成事業者」という。)は、助成申請書([別記様式第3号](#))及び関係書類を町長に提出しなければならない。  
(助成事業の変更等)
- 第9条 助成事業者が、[前条](#)の規定により提出した申請書の記載内容に変更を生じたときは、速やかにその旨を町長に届出なければならない。  
(助成の決定)
- 第10条 町長は、[第8条](#)に規定する申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類の審査等により、内容を調査し、助成金の交付を決定する。
- 2 [前項](#)の助成の決定後、町長はこれを広報紙等で助成事業者の広報等に協力することができる。  
(助成金の交付)
- 第11条 助成金は、助成対象事業の完了後に助成事業者の請求により交付するものとする。ただし、町長が当該事業の遂行上、特に必要があると認めるときは、概算払をすることができる。  
(実績報告・助成金の交付等)
- 第12条 助成事業者は、当該助成事業を3月31日までに完了することとし、当該助成事業完了後1か月以内又は4月15日までに実績報告書([別記様式第4号](#))及び関係書類を町長に提出しなければならない。
- 2 [前項](#)の提出があったときは、町長は別に定める手順により、速やかに概要を公表する。  
(助成金の取消し等)
- 第13条 町長は、助成の決定をした後において、そのまちづくり活動が不相当と認めるときは、その決定を取消し、又は既に交付した助成金を返還させることができる。  
(委任)
- 第14条 この要綱に定めるもののほか、助成金の申請、交付等の手続きは、[下川町補助金等交付規則\(平成6年下川町規則第19号\)](#)の規定を準用する。
- 2 この要綱の施行に関し必要な事項は、町長が定める。  
附 則  
この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

別記様式第1号(第7条関係)

別記様式第1号(第7条関係)

年 月 日

## 町民主体によるSDGs課題解決推進事業実施計画書

下川町長 様

(申請者)  
団体名称  
代表者  
所在地(住所)

町民主体によるSDGs課題解決推進事業助成金を受けて、以下の事業を行いたいので、あらかじめ承認を受けたく、次のとおり事業計画書を提出します。

なお、この事業計画書および添付書類について、個人を特定されない形で公表されることに同意します。

(1) 事業の名称

(2) 事業の概要

※本事業は町内へのSDGs普及啓発も目的としていることから、可能な範囲で関連するSDGsのゴールやゴールとの関連性を記載

(3) 助成申請予定額 ( 年度) 円  
( 年度) 円  
( 年度) 円

## 【添付書類】

1. 事業計画書
2. 事業予算書
3. その他提案する事業を理解するために参考となる資料(必要に応じ)

別記様式第2号(第7条関係)

別記様式第2号(第7条関係)

年 月 日

様

下川町長

**町民主体による SDGs 課題解決推進事業承認通知書**

年 月 日付で提出のあった実施計画書による事業計画は、町民主体によるSDGs 課題解決推進事業助成要綱第 条の規定に基づき、下記により承認するので、計画に沿って事業をすすめるよう通知します。

## 記

(1) 事業実施名

(2) 実施期間 年 月 日 から 年 月 日

(3) 助成金交付予定額 年度 円  
 年度 円  
 年度 円

(4) 助成金の交付申請

この承認通知書の受理後、実施計画に基づく事業が完成するまでの間に、所定の様式により申請すること。

(5) 実績報告書の提出

事業完了後1ヶ月以内又は、4月15日のいずれか早い日までに所定の様式により提出すること。

(6) 助成金の請求

実績報告書の提出後、助成対象経費に係る支出関係書類(請求書、領収書、契約書等)及び事業内容を証明する書類を添付して請求すること。ただし、助成金対象経費支払いのため必要があるときは、概算の請求をすることができる。

(7) その他

本事業の実施は、実施計画書に基づいて積極的に進めるものとし、実施計画書にない事業又は、実施計画にあっても実施しない事業は補助金の交付対象から除くものであること。

本事業は町内へのSDGs普及啓発も目的としていることから、可能な範囲で事業活動とSDGsとの関連性を明示されたい。

別記様式第3号(第8条関係)

別記様式第3号(第8条関係)

年 月 日

町民主体による SDGs 課題解決推進事業助成申請書

下川町長 様

(申請者)

団体名称

代表者

所在地(住所)

町民主体による SDGs 課題解決推進事業について、関係書類を添えて申請します。

(1) 事業の名称

(2) 助成申請額 年度 円

**【添付書類】**

1. 事業計画書(当該年度分)
2. 事業予算書(当該年度分)
3. その他提案する事業を理解するために参考となる資料(当該年度分、必要に応じ)

別記様式第4号(第12条関係)

別記様式第4号(第12条関係)

年 月 日

## 町民主体によるSDGs課題解決推進事業実施報告書

下川町長 様

(申請者)

団体名称

代表者

所在地(住所)

年 月 日付け、下川町指令第 号で助成金の交付の決定を受けた下記の事業は、年 月 日完了しましたので、関係書類を添えて報告します。

(1) 事業の名称

(2) 振込先 振込先銀行等の名称

口座名

口座番号

## 【添付書類】

1. 事業実績書(当該年度分)
2. 収支決算書(当該年度分)
3. その他提案する事業を理解するために参考となる資料(当該年度分、必要に応じ)